

仕 様 書

1. 概要

- (1) 対象建物 堺市クリーンセンター東工場（以下「東工場」という。）
 堺市立のびやか健康館（以下「のびやか健康館」という。）
- (2) 需要場所 堺市東区石原町1丁102番地（東工場）
 堺市北区金岡町2760番1（のびやか健康館）
- (3) 業種および用途 廃棄物処理施設、スポーツ施設
- (4) 現電力契約業者 バンプーパワートレーディング合同会社

2. 仕様

- (1) 電気方式、標準電圧、計量電圧、標準周波数、受電方式、発電設備等
 - ア 電気方式 交流3相3線式
 - イ 標準電圧 70,000V
 - ウ 計量電圧 70,000V
 - エ 標準周波数 60Hz
 - オ 受電方式 2回線受電
 - カ 発電設備 別紙1のとおり
- (2) 契約電力、予定使用電力量
 - ア 契約電力 別紙1のとおり
 - イ 予定使用電力量 別紙1のとおり
(令和9年4月1日0時00分から令和10年3月31日24時00分
までの使用量見込み)
 - (a) 各月の電力使用実績（最大需要電力、使用電力量） 別紙2のとおり
 - (b) 各月の電力使用計画および季節の電力使用計画（最大需要電力、使用電力量）
別紙3のとおり
 - (c) 使用電力量は、東工場の運転状況（事故等含む。）により予定使用量を上回る又は
下回ることがある。また、東工場の運転状況（事故等含む。）により電力使用計画
が無い月でも使用することや反対に電力使用計画がある月でも使用しないことがあ
る。
- (3) 契約使用期間
令和9年4月1日0時00分から令和10年3月31日24時00分まで
- (4) 需給地点
東工場の特高受電室内の70,000ボルト地中電線路立上り電らん終端箱（2ヶ所）
とする。
- (5) 電気工作物の財産責任分界点
需給地点と同じとする。ただし、取引用計量装置は、一般送配電事業者の所有とする。

(6) 保安上の財産責任分界点

電気工作物の財産責任分界点に同じ

(7) 検針日および計量

検針日は毎月1日とする。計量は、計量器により記録された値によるものとする。

(計量は、検針日における計量器の読みによるものとする。)

(8) 料金の算定期間

料金の算定期間は、前月の検針日の0時から当該月の検針日の前日の24時までの期間とする。

(9) 料金制度

料金制度は、基本料金と電力量料金に基づく二部料金制など各社ごとに設定することができるものとする。

(10) 力率

ア 受注者は契約期間において、その月の平均力率により、力率割引及び割増しを行うことができるものとする。

なお、力率割引及び力率割増しを行う場合は、受注者が定める約款の規定によるものとする。

イ 契約期間における予定平均力率は、100%とする。

(11) 燃料費調整

受注者は燃料価格、発電費用等の変動により、契約金額の変更が必要となった場合は、燃料費調整を行うことができる。

燃料費調整を行う場合は、燃料費調整額の算定方法を、受注者が入札参加申請時に提出する供給約款等の規定によるものとし、発注者がその内容を確認するものとする。また、契約期間中は、当該約款等に基づく燃料費調整額の算定に用いる諸元及び算定方法を変更してはならない。ただし、法令の改正、一般送配電事業者が定める供給条件等の変更その他発注者がやむを得ないと認める事由がある場合は、この限りでない。

(12) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく賦課金

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく賦課金は、当該地域を管轄する一般電気事業者が定める約款によるものとする。

(13) 市場価格調整

受注者は、市場価格の変動による毎月の市場調達における価格変動を電気料金へ反映する市場価格調整を行うことができる。

市場価格調整は、平均市場価格と基準市場価格の差額及び調整係数に基づき行うものとし、その算定方法は受注者が入札参加申請時に提出する供給約款等の規定によるものとし、発注者がその内容を確認するものとする。また、契約期間中は、当該約款等に基づく市場価格調整額の算定に用いる諸元及び算定方法を変更してはならない。

(14) データの提出 (Webでの確認も可とする。)

ア 受注者は、当該月の代金を請求するとともに、内訳書明細データ (契約種別ごとの電力量料金、使用電力量等) を提出すること。内訳書明細データの様式は発注者との協

議により決定すること。

- イ 受注者は、当該月の翌月に、30分デマンドデータを提出すること。30分デマンドデータの様式は発注者との協議により決定すること。
- (15) 東工場とのびやか健康館の電気系統のつながりおよび自家発補給電力使用時の考え方は別紙4のとおりとする。
- (16) その他
この仕様書に定めなき事項については、双方の協議によりこれを定めるものとする。

暴力団等の排除について

1. 入札参加除外者を再委託先等とすることの禁止

- (1) 受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、再委託先並びに受注者及び再委託先の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「再委託先等」という。）としてはならない。
- (2) これらの事実が確認された場合、本市は受注者に対し、当該再委託先等との再委託契約等の解除を求めることができる。

2. 再委託契約等の締結について

受注者は、再委託先等との再委託契約等の締結にあたっては、契約締結時には本市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

3. 誓約書の提出について

- (1) 受注者は、堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし契約書の作成を省略する契約の場合、もしくは受注者が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は本市の外郭団体である場合はこの限りでない。
- (2) 受注者は、再委託先等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴して、本市へ提出しなければならない。
- (3) 受注者及び再委託先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

4. 不当介入に対する措置

- (1) 受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利用することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに本市に報告し、警察に届け出なければならない。
- (2) 受注者は、再委託先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告し、当該再委託先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。
- (3) 本市は、受注者が本市に対し、(1) 及び (2) に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。
- (4) 本市は、受注者又は再委託先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が(1) に定める報告及び届け出又は(2) に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。

発電設備

施設名	発電設備
東工場	蒸気タービン発電機 原動機の種類: 抽気復水形蒸気タービン 発電機の種類: 同期発電機 電圧: 6.6kV 定格出力: 12,600kW
	ガスタービン発電機 原動機の種類: ガスタービン 発電機の種類: 同期発電機 電圧: 6.6kV 定格出力: 4,100kW

※蒸気タービン発電機は常時運転で共通停止期間(令和8年度は11月、9日間程度を予定)のみ停止。ガスタービン事故等の緊急時のみ運転

契約電力、予定使用電力量

施設名	契約種別	契約内容	契約電力	予定使用電力量
東工場	特別高圧電力B	東工場の発電設備により供給される電力以外で使用する電力	340kW	257,040kWh
	特別高圧予備電力(予備線)	常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給で、予備電線路により供給される電力	340kW	0kWh
	特別高圧自家発補給電力B	東工場の発電設備の検査、補修または事故により生じた不足電力の補給にあてられる電力	3,100kW	1,028,272kWh
のびやか健康館	特別高圧自家発補給電力A	東工場の発電設備の検査、補修または事故により生じた不足電力の補給にあてられる電力	550kW	205,238kWh

各月の電力使用実績(最大需要電力、使用電力量)

1.東工場

使用年度	使用月	最大需要電力(kW)	使用電力量(kWh)	使用電力量内訳				
				特別高圧電力B(kWh)		特別高圧予備電力(kWh)	特別高圧自家発補給電力B(kWh)	
				夏季	その他季		夏季	その他
令和7年度	4月	0	0	0	0	0	0	0
	5月	0	0	0	0	0	0	0
	6月	0	0	0	0	0	0	0
	7月	0	0	0	0	0	0	0
	8月	0	0	0	0	0	0	0
	9月	2,148	66,112	12,240	0	0	53,872	0
	10月	2,148	105,415	0	24,480	0	0	80,935
	11月	1,980	523,524	0	145,563	0	0	377,961
	12月	0	0	0	0	0	0	0
	1月	0	0	0	0	0	0	0
	2月	2,054	309,047	0	92,140	0	0	216,907
	3月	2,148	103,542	0	29,572	0	0	73,970
		合計	1,107,640	303,995		0	803,645	

2.のびやか健康館

使用年度	使用月	最大需要電力(kW)	使用電力量(kWh)	使用電力量内訳	
				特別高圧自家発補給電力A(kWh)	
				夏季	その他
令和7年度	4月	0	0	0	0
	5月	0	0	0	0
	6月	0	0	0	0
	7月	0	0	0	0
	8月	0	0	0	0
	9月	412	8,438	8,438	0
	10月	448	16,555	0	16,555
	11月	444	109,996	0	109,996
	12月	0	0	0	0
	1月	0	0	0	0
	2月	380	54,433	0	54,433
	3月	364	18,548	0	18,548
		合計	207,970	207,970	

各月の電力使用計画および季節の電力使用計画(使用電力量)

1.東工場

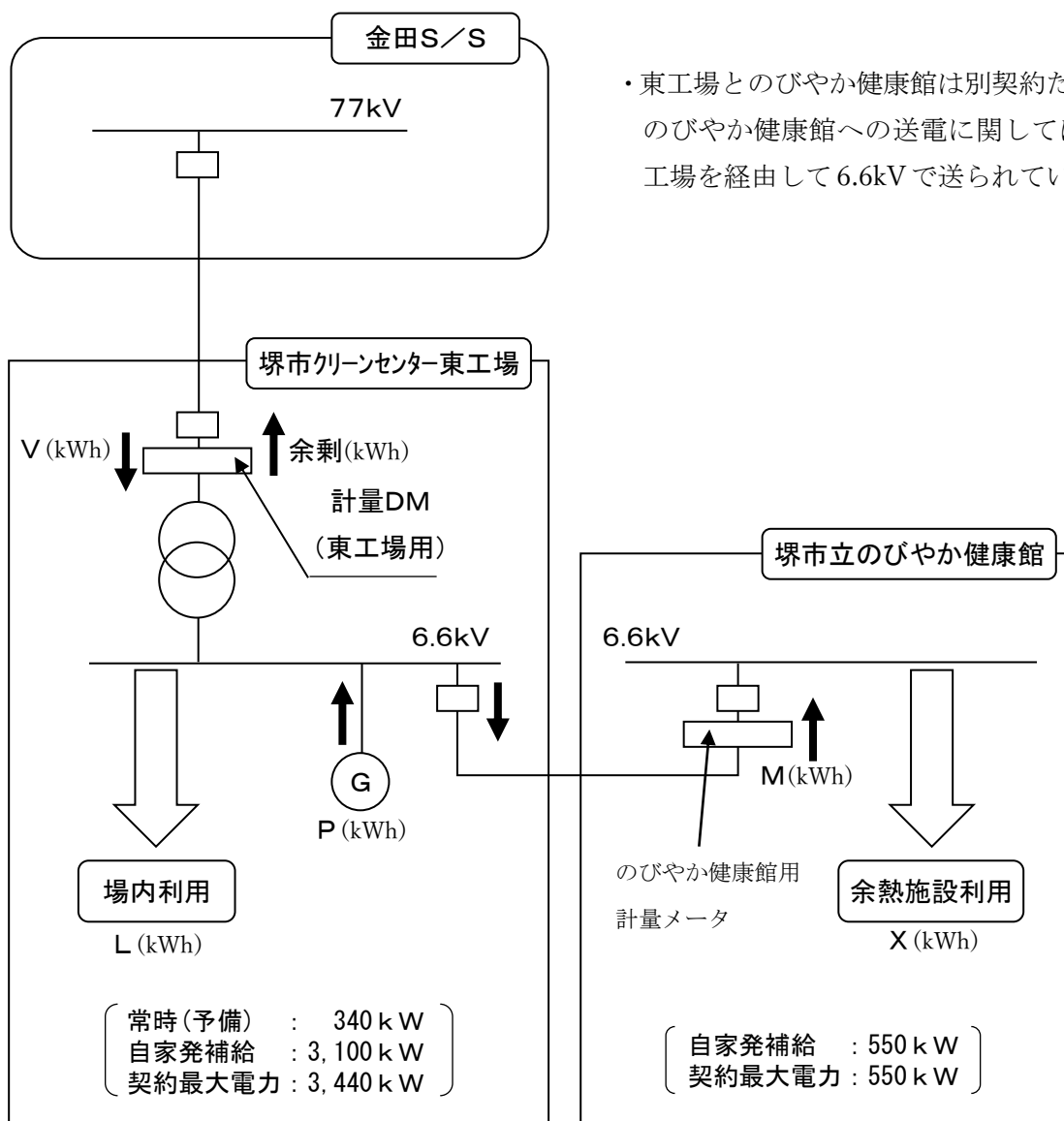
使用月	力率 (%)	使用電力量 (kWh)	使用電力量内訳				
			特別高圧電力B(kWh)		特別高圧予備 電力 (kWh)	特別高圧自家発補給 電力B(kWh)	
			夏季	その他季		夏季	その他
令和9年4月	100	86,400	0	16,320	0	0	70,080
令和9年5月	—	0	0	0	0	0	0
令和9年6月	—	0	0	0	0	0	0
令和9年7月	100	86,400	16,320	0	0	70,080	0
令和9年8月	—	0	0	0	0	0	0
令和9年9月	100	66,112	12,240	0	0	53,872	0
令和9年10月	100	160,000	0	32,640	0	0	127,360
令和9年11月	100	800,000	0	163,200	0	0	636,800
令和9年12月	—	0	0	0	0	0	0
令和10年1月	100	86,400	0	16,320	0	0	70,080
令和10年2月	—	0	0	0	0	0	0
令和10年3月	—	0	0	0	0	0	0
合計		1,285,312	257,040		0	1,028,272	

2.のびやか健康館

使用月	力率 (%)	使用電力量 (kWh)	使用電力量内訳	
			特別高圧自家発補給 電力A(kWh)	
			夏季	その他
令和9年4月	100	14,400	0	14,400
令和9年5月	—	0	0	0
令和9年6月	—	0	0	0
令和9年7月	100	14,400	14,400	0
令和9年8月	—	0	0	0
令和9年9月	100	8,438	8,438	0
令和9年10月	100	25,600	0	25,600
令和9年11月	100	128,000	0	128,000
令和9年12月	—	0	0	0
令和10年1月	100	14,400	0	14,400
令和10年2月	—	0	0	0
令和10年3月	—	0	0	0
合計		205,238	205,238	

※11月の共通停止期間のみ電力使用予定。11月以外の電力使用量は機器トラブル等を想定した値。

東工場とのびやか健康館の電気系統のつながりについて



- ・東工場とのびやか健康館は別契約だが、のびやか健康館への送電に関しては東工場を経由して6.6kVで送られている。

供給地点特定番号

東工場 : 06-1012-4000-0444-0001-0000

のびやか健康館 : 06-1012-4000-0672-0001-0000

◆ 自家発補給電力使用時の考え方

デマンド値	東工場 特別高圧 B	のびやか健康館 特別高圧自家発補給電力 A	東工場 特別高圧自家発補給電力 B
1～340kW	使用	不使用	不使用
341～890kW	使用	使用	不使用
891kW～	使用	使用	使用